

記入上の要点 (特別の法人無料職業紹介事業報告書)

様式第8号の2 (表面)

者代
印表

訂正がある場合に
必要となるため、
捨印を押印。

報告対象期間：前年の4月1日～3月末日まで
提出期限：毎年4月30日まで

(日本産業規格A列4)

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

1 届出受理番号 09 -特- 000000

2 事業所名 △△△△共同組合 無料職業紹介所 事業所ごとに作成

3 活動状況(国内)

(1) 構成員のみを求人者とするもの

常用・臨時・日雇全ての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を人単位でを計上。

3月末日現在で、仕事を紹介できる求職者数を計上。

| 項目 | 有効 求人 数 | ① 求 人 | | | 有効求 職者 数 | 新 申 込 |
|----------------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|----------------|-------------|
| | | 常 用 求 人 数 | 臨 時 求 人 延 数 | 日 雇 求 人 延 数 | | |
| 取扱 業務等の区分 | | | | | | |
| 農業の職業 | 30人 | | | | 20人 | |
| 特定技能の在留資格に係る 職業紹介 | 1人 | | | | 0人 | |
| 計 | 31人 | | | | 20人 | |

<常用・臨時・日雇の区分>
常用：4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者
 又は期間の定めなく雇用される者。
臨時：1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇
 用される者。
日雇：1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者。

臨時・日雇は延数(人日)を計上。
 一の求人につき、短時間であっても1人が1
 日を超えない場合は1人日、2日にまたがる
 場合は2人日とする。(例えば、50日間の
 雇用期間で2人の求人があった場合は50×
 2で100人日となる。)

前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に
 期間の定めのない雇用契約により就職した者で、
 就職後6ヶ月以内に離職(解雇を除く)した者の
 数を記載。
 離職状況が不明な場合は「不明」欄に記載。

| 項目 | ③ 就 職 | | 臨 時 就 職 延 数 | 日 雇 就 職 延 数 | ④ 離 職 | |
|--------------|-------|------|-------------------|-------------------|----------------------|----|
| | 無期雇用 | それ以外 | | | 無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く) | 離職 |
| 取扱 業務等の区分 | | | | | | |
| 農業の職業 | 1件 | 件 | 300人日 | 30人日 | 人 | 人 |
| 計 | 2件 | 件 | 300人日 | 30人日 | 人 | 人 |

期間の定めのない雇用契約による就職件数を記載。

【離職状況の報告】
 離職状況は、報告した就職件数に係る就職者の、
 就職6ヶ月後の状況について確認してから報告する
 ので、報告は1年遅れになります。
 (例) 令和4年度の就職件数に係る就職者
 令和4～5年に確認→令和6年4月に報告。

(2) 構成員のみを求職者とするもの

| 項目 | 有効 求人 数 | ① 求 人 | | | 有効求 職者 数 |
|--------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|----------------|
| | | 常 用 求 人 数 | 臨 時 求 人 延 数 | 日 雇 求 人 延 数 | |
| 取扱 業務等の区分 | | | | | |
| 計 | 人 | 人 | 人日 | 人日 | |

技能実習生については、
 ②の場合に限り(国内)欄に記載。

【業務区分「技能実習生」に係る記載方法】
 ① 送出国から受け入れた技能実習生を実習実施機関へ
 あっせんした場合は、「活動状況(国外)(相手国別・総計)」
 欄へ記載し、「活動状況(国内)」欄には記載しない。
 ② 実習実施機関の倒産等により技能実習継続困難となった
 技能実習生を新たな実習実施機関へあっせんした場合は、
 「活動状況(国内)」欄へ記載し、「活動状況(国外)(相手
 国別・総計)」欄には記載しない。

| 項目 | ③ 就 職 | | 臨 時 就 職 延 数 | 日 雇 就 職 延 数 | ④ 離 職 | |
|--------------|-------|------|-------------------|-------------------|----------------------|----|
| | 無期雇用 | それ以外 | | | 無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く) | 離職 |
| 取扱 業務等の区分 | | | | | | |
| 計 | 件 | 件 | 人日 | 人日 | 人 | 人 |

前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に
 期間の定めのない雇用契約により就職した者で、
 就職後6ヶ月以内に離職(解雇を除く)した者の
 数を記載。
 離職状況が不明な場合は「不明」欄に記載。

《裏面有り》

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

| 項目 | ① 求人 | | | |
|--------------|-----------|-----------|------------|------------|
| | 有効 求人数 | 求人数 | | |
| 取扱 業務等の区分 | 人 | 常用 求人数 | 臨時求 人延数 | 日雇求 人延数 |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | 人 | 人 | 人日 | 人日 |

【業務区分「技能実習生」に係る記載方法】

- ① 送出国から受け入れた技能実習生を実習実施機関へあつせんした場合は、「活動状況(国外)(相手国別・総計)」欄へ記載し、「活動状況(国内)」欄には記載しない。
- ② 実習実施機関の倒産等により技能実習継続困難となった技能実習生を新たな実習実施機関へあつせんした場合は、「活動状況(国内)」欄へ記載し、「活動状況(国外)(相手国別・総計)」欄には記載しない。

①の場合は(国外)欄に記載。

| 項目 | ③ 就職 | | | ④ 離職 | |
|--------------|--------|------|------------|----------------------|----|
| | 常用就職件数 | | 臨時 就職延数 | 無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く) | |
| 取扱 業務等の区分 | 無期雇用 | それ以外 | | 離職 | 不明 |
| | 件 | 件 | 人日 | 人 | |
| | | | | | |
| 計 | 件 | 件 | 人日 | | |

期間の定めのない雇用契約による就職件数を記載。

前々年の4月1日から前年の3月末までの間に期間の定めのない雇用契約により就職した者で、就職後6ヶ月以内に離職(解雇を除く)した者の数を記載。
離職状況が不明な場合は「不明」欄に記載。

対象期間中に新たに求職申込のあった件数を計上。

対象期間中に求職者が就職した件数を計上。

4 活動状況(国外)(相手国別・総計)

| 項目 | 相手国 | ⑤ 求人 | | ⑥ 求職 | | ⑦ 就職 件数 |
|------------------|-----|-----------|-----|------------|--------------|------------|
| | | 有効 求人数 | 求人数 | 有効求 職者数 | 新規求職 申込件数 | |
| 取扱 業務等の区分 | | | | | | |
| 特定技能の在留資格に係る職業紹介 | 中国 | 1人 | 3人 | 1人 | 3件 | 1件 |
| | | 人 | 人 | 人 | 件 | 件 |
| 計 | | 1人 | 3人 | 1人 | 3件 | 1件 |

業務区分ごと、相手国ごとに記載。

対象期間中に受理した求人数を計上。

3月末日現在で、仕事を紹介できる求職者数を計上。

常用・臨時・日雇全ての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を人単位でを計上。

5 職業紹介の業務に従事する者の数

| | |
|-----------------------------------|----|
| 3月末日における従事者数を記載。 (職業紹介責任者を含む。) | 3人 |
|-----------------------------------|----|

6 従業員教育

| 日時 | 従業員数 | 教育内容 |
|--|------|-------------------------------------|
| 令和〇〇年△月□日 13:00~16:00 | 10名 | 職業紹介責任者が講師となり、求人受付時の注意点についての研修会を実施。 |
| 職業紹介責任者が統括管理する業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育を受けさせた場合に、その内容を記載。 (外部研修も含む) | | |

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

報告対象期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日 報告対象期間を記載

令和 年 月 日

⑧氏名又は名称

△△△協同組合 理事長 〇〇〇〇

厚生労働大臣 殿

<取扱業務等の区分> ※業務区分の詳細に関しては別紙の「取扱業務等の区分」についてを参照。

下記区分についてはそれぞれに、それ以外の業務については別紙の「取扱業務等の区分」についてを参照し厚生労働省編職業分類の中分類に分類して記載。

- ・ 芸能家
- ・ 家政婦(夫)
- ・ 配せん人
- ・ 調理士
- ・ モデル
- ・ マネキン
- ・ 医師(歯科医師、獣医師、薬剤師は除く)
- ・ 保育士
- ・ 特定技能の在留資格に係る職業紹介

【人材サービス総合サイトでの情報提供】

事業報告書に記載した就職・離職状況については、人材サービス総合サイトでも情報提供する必要があります。
※サイト掲載イメージ参照。

「取扱業務等の区分」について

下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告

- ① 芸能家、家政婦(夫)、配膳人、調理士、モデル、マネキン、医師(歯科医師・獣医師・薬剤師は除く)、保育士、特定技能の在留資格に係る職業紹介
- ② 厚生労働省編職業分類(令和4年改定)中分類

| 大分類 | 中分類 | 該当例 |
|----------------------|---|---|
| 01 管理的職業 | 001 法人・団体の役員 002 法人・団体の管理職員 003 その他の管理的職業 | |
| 02 専門的・技術的職業 | 004 研究者 005 農林水産技術者 006 開発技術者 007 製造技術者 008 建築・土木・測量技術者 009 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発) 010 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く) 011 その他の技術的職業 | 建築設計士 ヘルプデスク |
| 03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業 | 012 法務の職業 013 経営・金融・保険の専門的職業 014 宗教家 015 著述家、記者、編集者 016 美術家、写真家、映像撮影者 017 デザイナー 018 音楽家、舞台芸術家 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く) 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業 | 弁護士、司法書士 公認会計士、税理士、社会保険労務士 行政書士、通訳 |
| 04 医療・介護・保健の職業 | 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師(注: 歯科医師・獣医師・薬剤師以外の医師の場合は008医師で報告) 022 保健師、助産師 023 看護師、准看護師 024 医療技術者 025 栄養士、管理栄養士 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業 028 保健医療関係助手 | 放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士 看護助手、歯科助手 |
| 05 保育・教育の職業 | 029 保育士、幼稚園教員 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者 031 学校等教員 032 習い事指導等教育関連の職業 | 幼稚園教諭 ALT、学習塾教師(各種学校) 家庭教師、学習塾教師(各種学校でないもの) |
| 06 事務的職業 | 033 総務・人事・企画事務の職業 034 一般事務・秘書・受付の職業 035 その他の総務等事務の職業 036 電話・インターネットによる応接事務の職業 037 医療・介護事務の職業 038 会計事務の職業 039 生産関連事務の職業 040 営業・販売関連事務の職業 041 外勤事務の職業 042 運輸・郵便事務の職業 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業 | 会社受付係、秘書 銀行窓口係、経理事務員 運送事務員 営業事務員、貿易事務員、金融・保険事務員 集金人、訪問調査員、検針員 トラック配車係、タクシー配車オペレーター |
| 07 販売・営業の職業 | 044 小売店・卸売店店長 045 販売員 046 商品仕入・再生資源卸売の職業 047 販売類似の職業 048 営業の職業 | ガリソンストア販売員 クリーニング取次所従事者、不動産仲介人、保険ブローカー |
| 08 福祉・介護の職業 | 049 福祉・介護の専門的職業 050 施設介護の職業 051 訪問介護の職業 | ケアマネージャー ケアワーカー(医療施設、老人福祉施設) ホームヘルパー |
| 09 サービスの職業 | 052 家庭生活支援サービスの職業 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業 054 浴場・クリーニングの職業 055 飲食物調理の職業 056 接客・給仕の職業 057 居住施設・ビル等の管理の職業 058 その他のサービスの職業 | ベビースITTER エステティシャン コンパニオン、キャディ ビル管理人、駐車場係 添乗員、イベントコンパニオン、トリマー |
| 10 警備・保安の職業 | 059 警備員 060 自衛官 061 司法警備職員 062 看守、消防員 063 その他の保安の職業 | |
| 11 農林漁業の職業 | 064 農業の職業(養畜・動物飼育・植木・造園を含む) 065 林業の職業 066 漁業の職業 | |
| 12 製造・修理・塗装・製図等の職業 | 067 生産設備オペレーター(金属製品) 068 生産設備オペレーター(食料品等) 069 生産設備オペレーター(金属製品・食料品等を除く) 070 機械組立設備オペレーター 071 製品製造・加工処理工(金属製品) 072 製品製造・加工処理工(食料品等) 073 製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く) 074 機械組立工 075 機械整備・修理工 076 製品検査工(金属製品) 077 製品検査工(食料品等) 078 製品検査工(金属製品・食料品等を除く) 079 機械検査工 080 生産関連の職業(塗装・製図を含む) 081 生産類似の職業 | 食品製造工 自動車部品組立工 CADオペレーター |
| 13 配送・輸送・機械運転の職業 | 082 配送・集荷の職業 083 貨物自動車運転の職業 084 バス運転の職業 085 乗用車運転の職業 086 その他の自動車運転の職業 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業 088 その他の輸送の運転 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業 | 配達員 トラック運転手(冷蔵・冷凍庫) フォークリフト運転手、観光バスガイド ホイラー技士、クレーンオペレーター、玉掛作業員 |
| 14 建設・土木・電気工事の職業 | 090 建設躯体工事の職業 091 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く) 092 土木の職業 093 探掘の職業 094 電気・通信工事の職業 | |
| 15 運搬・清掃・包装・選別等の職業 | 095 荷役・運搬作業員 096 清掃・洗浄作業員 097 包装作業員 098 選別・ピッキング作業員 099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 | 引越作業員 選別作業員 構内作業員、用務員、除染作業(被災地復興支援) |

◆ハローワークインターネットサービスに各分類の説明があります。
どこに分類するか分からない場合には、こちらの説明をご参照ください。
ハローワークインターネットサービス トップページ > 事業主の方へのサービス > 各種ご案内 > 職業分類に関するご案内 > 厚生労働省編職業分類(令和4年改訂)

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html